

高齢者の高額療養費制度の 上限額が変わりました

8月から、70歳以上の人の高額療養費制度の上限額が右表のように変わりました。

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額(入院時の食事負担や差額ベッド代金等は含まない)が、ひと月(月の初めから終わりまで)で上限額を超えた場合に、その超えた金額が払い戻される制度です。毎月の上限額は、70歳以上か70歳未満かや個人や世帯の所得水準に応じて決まり、70歳以上の人は、外来だけの上限額も設けられています。

今回は、高齢者と若者の世代間の公平を図るために、同じ年収でも高齢者の方が若者世代より低く設定されていることから、これまでの現役並みの課税所得145万円以上の人の高額療養費を、IからIIIの上限額などに改正されました。

公的医療保険には、①「世帯合算」という同じ医療保険に加入している同じ世帯の人の医療費の負担を軽減する仕組みもあります。例えば、収入が一般に区分される75歳以上の同じ世帯のAさんとBさんが、同じ医療保険制度に加入している場合、Aさんの医療費が49万円自己負担額が1割の4万9千円、Bさんは外来の医療費が8万円自己負担額が8千円、薬局の医療費が4万円自己負担額が4千円の場合、世帯合算すると6万1千円になりますが、世帯ごとの外来+入院の上限額5万7600円を超えるので3千400円が高額療養費として払い戻されます。さらに②「多数回」該当という過去12カ月以内に3回以上、上限額に達

平成30年8月からの上限額(70歳以上)

適用区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
	Ⅲ課税所得690万円以上の人	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【多数回140,100円※2】	
Ⅱ課税所得380万円以上の人	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【多数回93,000円※2】		
Ⅰ課税所得145万円以上の人	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数回44,400円※2】		
一般	課税所得145万円未満の人※1	18,000円(年間の上限144,000円)	57,600円【多数回44,400円※2】
	Ⅱ住民税非課税世帯		24,600円
Ⅰ住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)	8,000円		15,000円

※1世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合なども含む

した場合、4回目から多数回該当になって、上限額が※2に下がるという仕組みもあります。

窓口の支払いを上限額までに抑えるためには、「限度額適用証明書」などの認定書を加入している公的医療保険に交付してもらい病院に提示する必要があります。認定書がなくても後日高額療養費で払い戻すことは可能ですが、高額療養費を受けるためには、加入している公的医療保険に支給申請書を提出しなければなりません。申請の効力は2年です。

また、医療保険と介護保険の自己負担を合計し、基準額を超えた場合に超えた金額が支給される制度「合算療養費制度」もあります。問い合わせ先は、ご加入の公的医療保険です。さまざま制度を上手に活用しましょう。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイナンスファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 ……………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 ……………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00